



## 第1章 高崎市景観計画の目的

# 1 景観計画策定の背景と目的

## 高崎市における景観計画策定の背景

本市では、平成5年に「高崎市都市景観条例」を制定、平成6年には「交流拠点都市たかさき 都市景観形成基本計画」を策定し、市民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる高崎市を次の世代に引き継いでいくことを目的として、様々な取り組みを進めてきました。

平成18年1月に倉渕村、箕郷町、群馬町、新町、また、同年10月に榛名町と合併した本市は、市域が一挙に4倍となり、都市部から山間部まで幅広い景観を有することになりました。

新たな5つの地域には、それぞれ独自の地形や自然、歴史、文化、産業、まちなみ、風習などがあり、そこで生活する人々の営みと融合しながら、個性あふれる豊かな景観を創り出しています。一方、旧高崎市域においては時代の変化とともに、景観形成における新たな課題が生じてきました。そこで、改めて新市としての景観形成の方針を立てることが必要となりました。

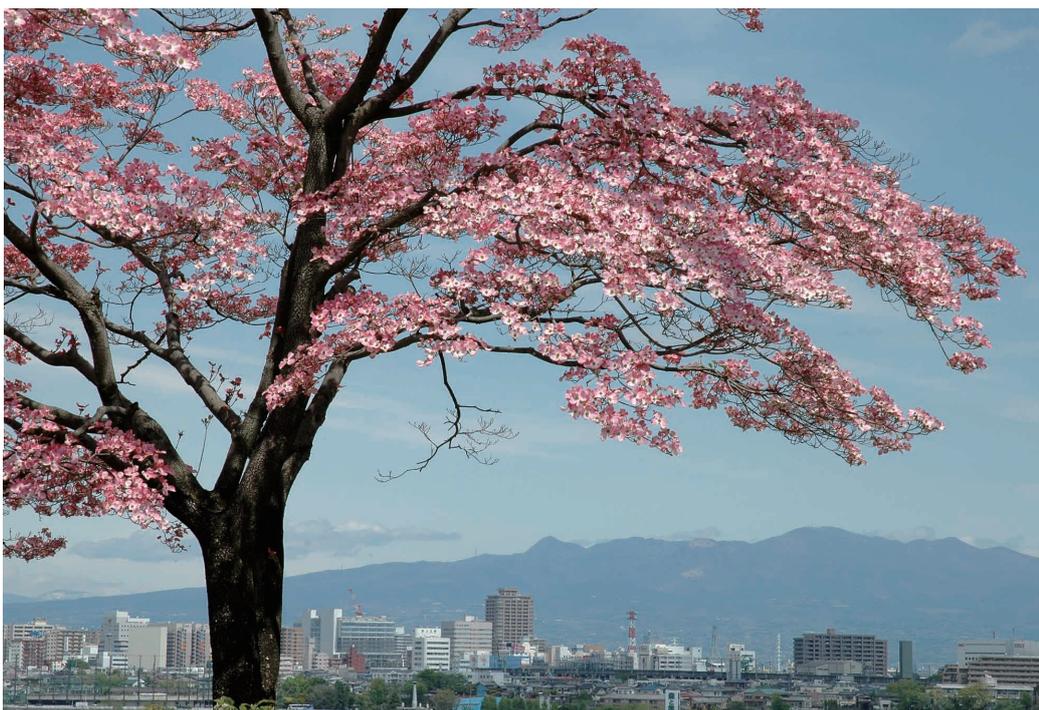
平成16年6月に、日本ではじめての景観に関する総合的な法律である『景観法』が制定されました。景観法では、景観行政団体(※)が景観計画を定めることによって、法的拘束力を持つ届出制度や景観地区の指定など、より実効力の高い取り組みが可能となりました。

よって、合併や景観法制定を機に、これまでの「高崎市都市景観条例」及び「交流拠点都市たかさき 都市景観形成基本計画」を見直し、平成21年4月に景観法に基づく景観計画の策定と、併せて景観条例の改正を行いました。

その後、平成21年6月に吉井町と合併し、吉井地域を景観計画区域へ編入するため、平成22年6月に地域別景観形成の方針を定めたので、吉井地域を含む市全域を景観計画区域としました。

また、同年6月に景観計画の景観形成基準のうち、色彩については、別途「高崎市景観色彩ガイドライン」を定め、輝きと調和の色彩景観を目指すこととしました。(平成22年6月第1回変更)

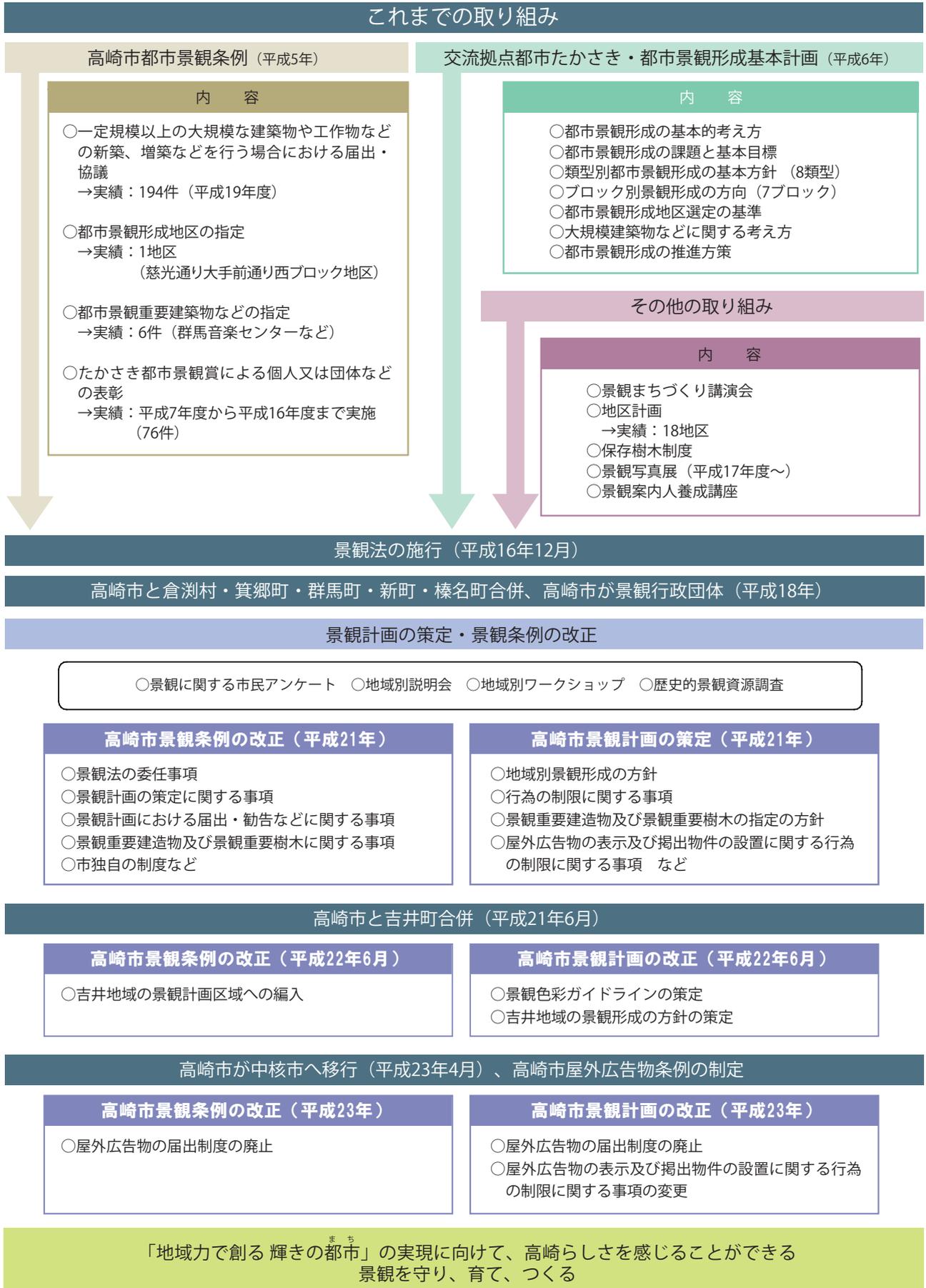
さらに、平成23年4月に本市は中核市へ移行し、屋外広告物法に基づく事務が群馬県から権限移譲されました。そのため、高崎市屋外広告物条例を定め、屋外広告物法及び屋外広告物条例による規制誘導へ一元化しました。(平成23年3月第2回変更)



※景観行政団体とは  
景観法に基づいて  
良好な景観形成のため  
の具体的な施策を  
実施していく自治体  
を意味する。

本市は、同法で規定する『景観行政団体』に移行するための協議を群馬県と行い、平成18年1月23日に景観行政団体となった。

## 高崎市のこれまでの取り組みと景観法に基づく取り組み

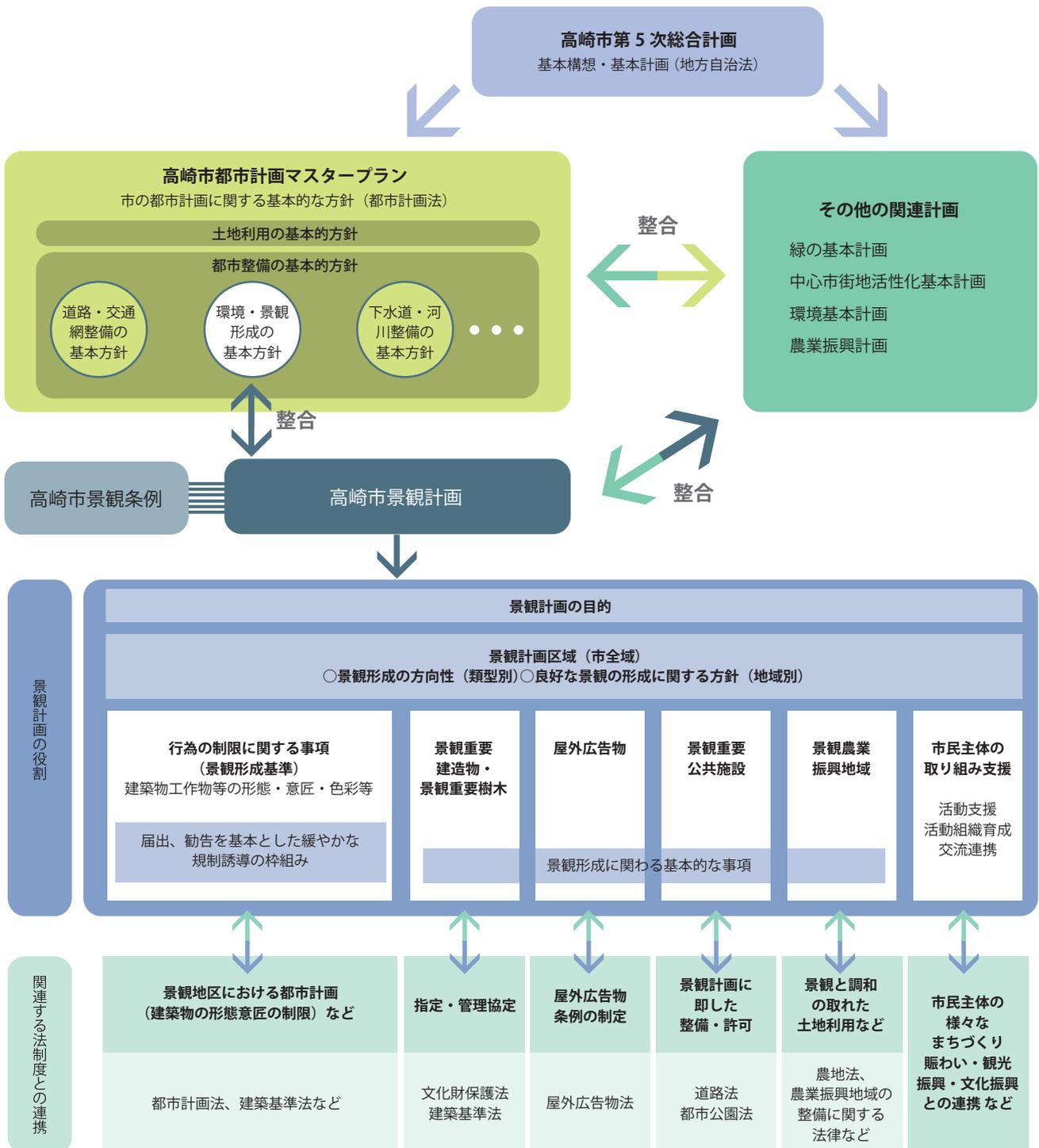


## 景観計画の位置づけ

本計画は、市全域を対象として、景観法第8条に基づき、景観行政団体である本市が定める景観形成の総合的な指針となる計画です。

計画の策定にあたっては、本市の景観の特性や課題を踏まえて、景観形成に関連するまちづくり分野との連携を前提とした景観づくりの基本的考え方を定めるとともに、これまでの取り組みを踏まえ、景観法を活用した実効性のある取り組み方策を示します。

また、上位計画である「高崎市第5次総合計画」や「高崎市都市計画マスタープラン」等の部門別計画と整合を図ります。



## 景観計画策定の目的

本市は、榛名山や観音山丘陵、烏川をはじめとする豊かな自然の恵みを背景に、古くから交通・交流の要衝として発展し、現在では、商工業の集積した都心部から緑の農村部まで、様々な景観を有しています。

このような本市の自然特性や都市の発展過程の中で、高崎独自の景観が育まれてきました。

これらの景観は、私たちに高崎の歴史を伝えるのみならず、まちに対する愛着や誇り、まちの賑わいや魅力、身近な生活環境と密接に関わっています。

このような認識を踏まえ、以下の3つの視点から、景観づくりの取り組みを進めるため、景観計画を策定します。

### (1) 高崎らしさの現れた景観を守り、次世代に引き継ぐ

本市を印象づける景観を大切に守り、次世代に引き継ぐため、高崎らしさを体現する特徴的な景観として12の景観を位置づけ、景観形成の方向性を定めます。

さらに、地域別景観形成の方針を定め、景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定による具体的な景観資源の保全や景観重点地区の指定などによる取り組みを進めます。

また、景観に関連する様々なまちづくり施策との連携により重点的な景観形成を進めます。

### (2) 暮らしの基調となる日常的景観を大切にする

私たちが日常生活で目にする景観の基盤となっている土地利用の視点から、暮らしの基調となる日常的景観として、4種類の景観を位置づけ、景観形成の方向性を定めます。

そして、景観形成の方向性をもとに地域別景観形成の方針を定め、建築物などの緩やかな規制誘導を行います。

さらに、都市計画法や農地法などに基づく土地利用の規制誘導と連携して日常的景観の質の向上を図ります。

### (3) 市民自ら考え行動する景観まちづくりを推進する

この景観計画が、1人でも多くの市民が景観まちづくりについて考え、行動できる指針となることを目指します。

そのため、本計画の策定にあたっては、景観に関する市民アンケート、地域別説明会、地域別ワークショップ、歴史的景観資源調査などを実施するとともに、地域別の景観形成の方針に「市民・事業者自ら取り組む景観まちづくり」の方向を示すことに努めました。

## 2 景観計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

### 第1章 高崎市景観計画の目的

本市のこれまでの景観形成の取り組みと本計画の目的、構成、区域を定めています。

### 第2章 景観形成の方向性

高崎市全体として目指すべき景観形成の方向性について、「高崎らしさの現れた景観」「暮らしの基調となる日常的景観」「人がつくる景観」の3つの視点から、方向性を定めています。

### 第3章 地域別景観形成の方針

「第2章 景観形成の方向性」に基づき、それぞれの地域における景観形成の具体方針を定めています。

### 第4章 行為の制限に関する事項

景観法と高崎市景観条例に基づく届出制度と景観形成基準を定めています。

### 第5章 景観重点地区

地域での景観づくりの取り組みを支援するため、景観重点地区の制度を定めています。

### 第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度や活用の方針などを定めています。

### 第7章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の規制誘導に関する考え方や基準を定めています。

### 第8章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観重要公共施設の指定の方針や整備に関する考え方などを定めています。

### 第9章 景観形成の推進方策

景観形成に関する総合的な推進方策を定めています。

## 3 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

景観計画の区域は、高崎市全域とします。